

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和4年7月29日（金）14時～16時

会場：文京区民センター3A会議室

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 議題
 - (1) 部会長及び副部会長の選任について
 - (2) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会について
 - (3) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会における検討事項について
 - (4) 権利擁護専門部会における課題の整理について
 - (5) 令和4年度の今後の予定について
- 4 その他

【配布資料】

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 資料第1号 | 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿 |
| 資料第2号 | 文京区障害者地域自立支援協議会要綱 |
| 資料第3号-1 | 文京区障害者地域自立支援協議会について |
| 資料第3号-2 | 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会（組織図） |
| 資料第3号-3 | 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール |
| 資料第3号-4 | 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 |
| 資料第4号 | 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について |
| 資料第5号 | 令和元年度～令和3年度に権利擁護専門部会にて抽出された権利擁護における課題 |
| 資料第6号 | 令和4年度第2回あんしんサポート学習会 アンケート集計結果（抜粋） |

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和4年7月29日

敬称略

役職名	新委員	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
委員	○	皆川 謙	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	○	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり
〃		美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	○	坂井 崇徳	弁護士
〃		箱石 まみ	司法書士
〃		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	○	保坂 勇人	文京社会福祉士会 事務局長
〃	○	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区
〃		山口 恵子	知的障害者相談員
〃		杉浦 幸介	当事者委員
〃		久米 佳江	当事者委員
〃		平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	○	松澤 知之	福祉政策課 地域福祉係長
〃		渋谷 尚希	身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃		荒井 早紀	知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃		佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃		高松 泉	予防対策課 保健指導係長(保健師)
事務局	○	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		山田 晶子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター

- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内指定一般相談支援事業者 区内指定特定相談支援事業者 区内障害福祉サービス事業者	5名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	1名

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

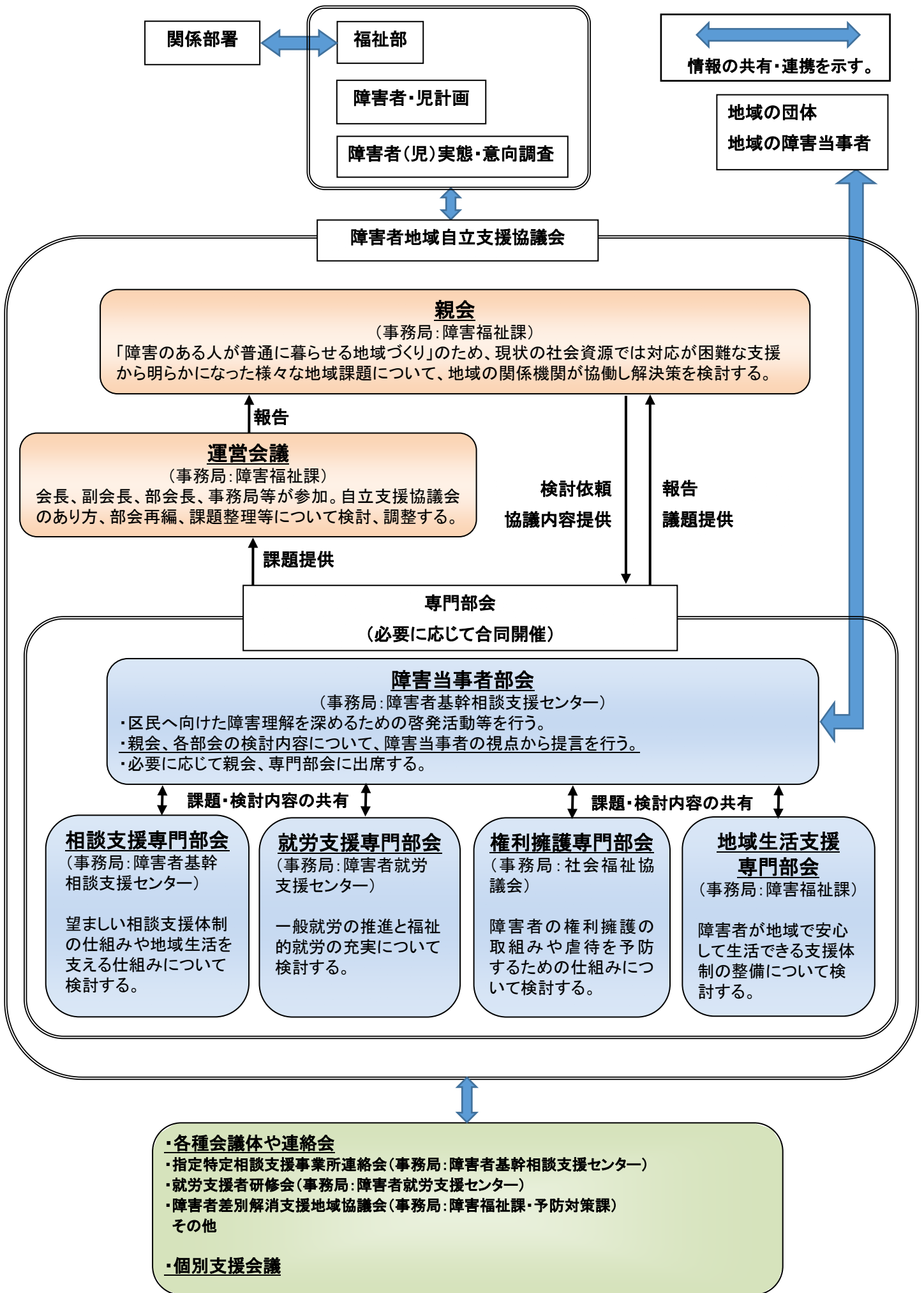
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				第2回					第3回
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
専門部会												
相談支援 専門部会				第1回				第2回			第3回	
就労支援 専門部会				第1回				第2回			第3回	
権利擁護 専門部会				第1回				第2回			第3回	
地域生活支援 専門部会				第1回				第2回			第3回	

(※)「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。
 「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。
 ・その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
親会	委員委嘱(2年任期)		委員委嘱(1年任期)
	専門部会からの報告に対する協議		
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
相談支援専門部会	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
		指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立の提言
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
		障害者就労支援ハンドブックの作成	
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	成年後見制度の課題整理等		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		
地域生活支援専門部会	本富士地区の地域課題への対応の検討		本富士地区、駒込地区及び富坂地区 の地域課題への対応の検討
	駒込地区の地域課題への対応の検討		

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者及び関係団体等の意見を踏まえて成年後見制度と意思決定支援の課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

◆後見制度フロー図からの課題分類◆

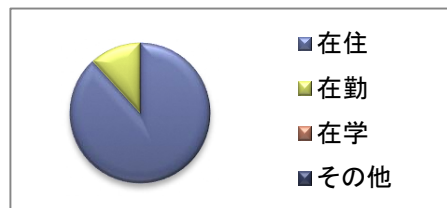
場面	利用の流れ	課題	キーワード
<p>相談前</p>	<p>・相談・発見・気づき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害分野での後見制度の相談窓口がない（周知活動が不十分） ・アウトリーチが不十分（親の高齢化による引きこもりなどへの支援） ・親亡きあと、後見制度を利用する前に、本人も家族も第三者の支援（地域福祉権利擁護事業等）に慣れる経験が必要 ・計画相談員等が権利擁護の視点をもって、権利擁護の制度やサービスを支援計画に組み込める仕組みが必要 ・本人や家族が普段から相談しやすいインフォーマルな場（居場所等）が地域に増えることが有効 ・本人が子の段階から、本人や家族が家族会等への参加や、支援とつながることが権利を守るうえで重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知啓発 ・アウトリーチ ・周知啓発 ・周知啓発/研修 ・多様な機会 ・多様な機会
<p>相談受付・アセスメント・利用の検討</p>	<p>相談受理</p> <p>地域の相談支援機関 (地域包括、障害相談支援事務所、生活困窮窓口、福祉事務所、社協など)</p> <p>アセスメント (相談支援機関における検討) 支援の必要性の検討・適切な支援内容の検討、本人の意思決定支援</p> <p>①「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」 権利擁護に関する支援の必要性の検討、適切な支援内容の検討</p> <p>・成年後見制度以外の対応が適切と判断された場合 ※本人が成年後見制度の利用を希望せず、その判断が妥当と判断された場合等</p> <p>ケース会議 他の支援策の検討（日常生活自立支援事業、見守り、モニタリング、他）</p> <p>※任意後見契約の場合には任意後見監督人選任の申立てを促す。</p> <p>・成年後見制度の利用が適切と判断された場合 ※補助が想定される場合は本人の同意が必要だが、保佐、後見類型が想定される場合は、本人の意向も踏まえた客観的な判断が求められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介入のタイミング/後見制度利用の妥当性の判断（他の支援の検討） ・費用負担（申立） ・後見制度ありきではない充実した権利擁護の仕組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制/研修 ・制度 ・仕組み
<p>成年後見制度の利用 (候補者の推薦)</p>	<p>↓成年後見制度の利用に進んだ場合↓</p> <p>②「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」 支援内容や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立てにあたっての準備・役割分担</p> <p>申立（本人・親族） 首長申立</p> <p>後見人を含めたチーム再編成支援</p> <p>専門的助言・バックアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・だれがふさわしいのかマッチングの難しさ ・担い手の問題（後見人への信頼性の担保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング ・担い手育成
<p>後見人等への支援 (モニタリング・バックアップ)</p>	<p>本人 後見人</p> <p>相談対応、調整、専門的助言・バックアップ</p> <p>モニタリング・チームの支援 (日常生活支援、見守り、チーム内調整等)</p> <p>③「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」 チームへの支援内容やモニタリングの適切性について検討 不正の発覚や後見人の交代などの検討の必要性が生じた場合の検討 本人、後見人等からの聞き取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人への苦情（ミスマッチや問題行動） ・自己決定の尊重が不十分な状況に陥りやすい制度（意思決定支援） ・報酬助成等の適応されない対象への対応 ・チーム支援の課題（チームのキーパーソンの不足） ・後見人等に対する過度の期待（親と同じ役割を期待されるが後見人等には事実行為はできない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチング ・意思決定支援 ・制度 ・バックアップ体制 ・バックアップ体制

令和4年度 第2回 あんしんサポート学習会
「～親あるうちにそなえて～障害のある方のための成年後見制度」 アンケート集計結果（抜粋）

開催日・内容：7月6日「地域福祉権利擁護事業について」／13日「成年後見制度について」

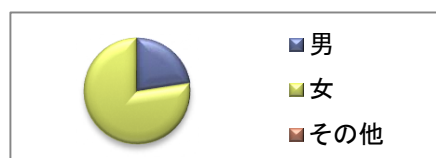
【1】 文京区とのかかわり(7月13日参加者)

1	在住	30
2	在勤	4
3	在学	0
4	その他	0
回答者数		34



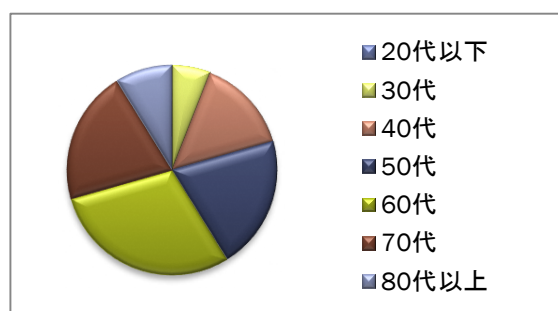
【2】 性別(7月13日参加者)

1	男	7
2	女	24
3	その他	0
回答者数		31

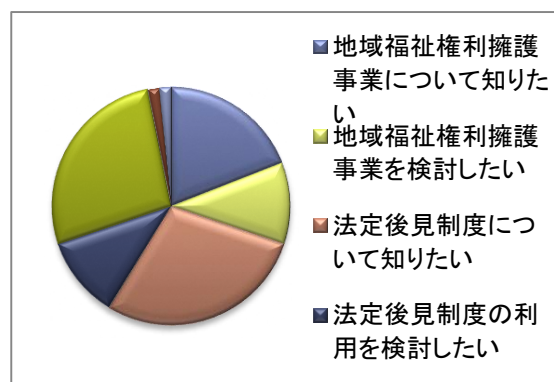


【3】 年代(7月13日参加者)

1	20代以下	0
2	30代	2
3	40代	5
4	50代	7
5	60代	10
6	70代	7
7	80代以上	3
回答者数		34

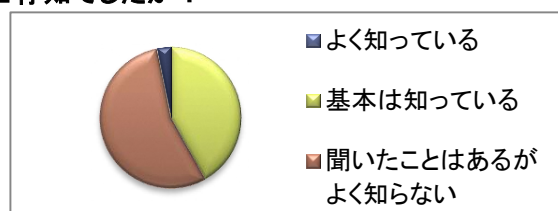
【4】 今回の学習会に参加されたきっかけをお聞かせください
(複数可／7月6日参加者)

1	地域福祉権利擁護事業について知りたい	12
2	地域福祉権利擁護事業を検討したい	7
3	法定後見制度について知りたい	18
4	法定後見制度の利用を検討したい	7
5	家族の将来の備えのため	17
6	知人で制度につなげたい人がいるため	1
7	その他	1
複数回答可		63



【5】 今回の学習会参加前、成年後見制度についてはどの程度ご存知でしたか？

1	よく知っている	0
2	基本は知っている	13
3	聞いたことはあるがよく知らない	17
4	まったく初めて	1
回答者数		31



【6】 本日の講義を聞いて、成年後見制度の申し立ての検討をしようと思いましたか？

1	はい	5
2	いいえ	7
3	不明	18
回答者数		30



【7】 あなたや、ご家族、知人で地権事業や法定後見制度の利用を考える時はどんな時ですか。

- ・親の死後どのように生活するかを考える時
- ・家族が本人支援を十分にできなくなった時
- ・子どもが一人暮らしをする時
- ・相続が発生する時
- ・親、家族の状態が変化した時
- ・金銭、手続き上の課題が生じた場合。キーパーソンの変化があった場合
- ・(支援者)相談対象の方が障害を抱え、親が亡くなり、独居になった際今後の支援方針を考えた場合
- ・本人の社会での生活が広がって来て、行動が分からなくなってきた時
- ・施設入所する時
- ・将来、子供が自分の生活の資産管理をどうしていくのかを考える時

【8】 自由記述

- ・相談の対象者にとって必要な時期・ニーズがあればご相談させていただきたいです。
- ・今はしませんが、今後相談したいとも考えています。
- ・**利用タイミングの問題とこれからの国の動向がいまいち不明**。もっと使いやすい制度にしてほしい。
(本人や先立つ親にとって)
- ・手続きの大変さや、本人が亡くなるまで止められずなど不安がいっぱい。
- ・本人の家族は私だけ。私も高齢になり、本人の将来の生活に関する全てが不安。今から準備しておける事をしてあげたい。**タイミングが難しいけれど**。
- ・まだまだ制度に変化がありそう。知的障がい者が長く使えるような制度に変わってほしい。制度が成熟したら検討したい。
- ・もう少し必要になった時に検討したい。
- ・制度がまだ追い付いていない。遺言書が先かも。
- ・今のところ成年後見制度を使う場面がありません。
- ・発達障害のある人の加齢に伴う変化の特徴も知りたかった。知的の方の現状は勉強になった。来ている方に、発達障害の事も知ってもらいたい。本人の出来るところまではさせてくれる事業は良いと思った
- ・知的障害者が成年後見制度を使う事例として財産保全よりも身上監護ができる事が望ましいが、こうした全国の事例はあるか。正直なところ料金が高額で使いづらい。重度知的障害者又は、**実生活上の身上監護を重視すると使うタイミングが難しい**。
- ・理解するのがなかなか難しい。
- ・制度の難しさ、問題点が良く分かりました。また、息子が年老いていくこと、それ以上に親である私が年をとることを現実としてとらえることができました。
- ・親亡き後の備えとして制度を知ることができた。
- ・**なかなか相談する機会がなく、分らずあちらこちらに行ってみましたが、なかなかまとまりませんでした**。
- ・多様性のあるケースが予測される。私の周囲の経験では、不意に必要が出て来るケースで、予備知識や予測が不可能である。**家族だけでなく支援者の理解、社会的理解が深まってほしい**。
- ・同じようなテーマでまた学習会をしてください。何回も。
- ・いろいろなサービス・制度を利用するために**コーディネーターの育成の必要性**を感じました。